

昭和五十二年一月二〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店 No.329915

購読料 月額300円 6カ月前納制

し へ も く じ じ

新年にあたって .....	2
七八春闘への基本視点 .....	4
「代議員権」問題で真剣な討論 .....	6
―多くの課題を残した社会党統開大会― .....	13
社会党統開大会の残したもの .....	13
■資料・全電通労組の社会党統開大会への見解■ .....	15
社会党第四一回統開大会と今後の対処方針(案) .....	15
■投稿■ .....	22
社会党統開大会を傍聴して .....	22
旬刊『社会通信』取扱いについてのお知らせ .....	24

# 旬刊 社会通信

NO.7

一九七八年一月二一日

一九七八年一月二一日合併号  
(毎月二日、二二日、二二日三回発行)

## 新年にあたって

われわれは、真実を伝うることを本旨としてきた。このことをわれわれは、本誌創刊にあたって諸君に告げた。このことを再び新年にあたって、本誌の旨とすることをちかうものである。

先へのべたように、本誌はできうるかぎり広く社会百般のことに  
ついて触れたいのであるが、今すぐというわけにはゆかぬ。編集ス  
タフは極めて限りがある。しかし、その手初めに、多少誌面を拡げ  
たい。

われわれの先覚レーニンが第一次世界大戦の運動を、どのような  
困難な事情のもとにすごしたか、そして大戦をどのような困難のも  
とに迎え、さらにその大戦をどう克服し、ロシア革命にどのような  
対したか等々のことを、今後の誌面に示すために、多少さききたいと  
思う。

さらに、第二次大戦をソヴェト国民が克服して、革命後六十年  
の歳月を経て今日にいたったかもし示したい。

さらには、わが勤労国民がどのような反動時代に耐えて、今日に  
いたり、再び反動時代を迎えようとしているか？ 大資本家がまた戦  
争を口にしたが、そして労働組合や社会主義政党中に反動勢力をつ  
くろうとしたか、それに社会党内の左翼勢力がどう毅然たる抵抗を

示したか。そして反動勢力にほんの少しばかり左翼勢力の力を示したか、等々のことを明らかにしたいと思う。この反動勢力を克服する歴史は、いまわれわれが学ぶ所であって、必ずしもおそきに過ぎるものではあるまい。これらのことを誇示することではなく、これらのすべてを反省することが、その過ちを少なくすることであろう。

このごろ東条英機の写真が新聞紙上に久しぶりにあらわれた。敗戦と同時に忘れていた人であったが。個人をにくむものでない。しかし、われわれはあの帝国主義的侵略戦争を忘れてはいない。戦争は、ただ戦争がきらいだといって、なくなるものではない。帝国主義国の侵略による。

このあいだ、戦争でもおきて日本へ何千億もはいらないと、不況からの脱出は無理と稲山鉄連会長は、つい口をすべらしたと新聞紙が書いた。資本家のあいだの不況からの脱出策を語ったのである。という。不況から脱出するには、人間は死なねばならない。人の命の問題である。



## 七八春闘への基本視点

—

七八春闘も国民春闘路線でたかうのは当然のことである。その場合特別に重視したいのは、情勢のみ方とたたかひの基本をしっかりと把むことだと思ふ。

今日の複雑な情勢は崩れつつある自民党、一党独裁を終わらうとしている自民党（当然それは資本主義経済では救うことのできない矛盾と亀裂、そのような土台の動揺と相まっていくのであるが）、そのまさに崩れ落ちんとしている権力側の必死の反撃が、各方面に及んでいるということである。深刻な生産過剰と失業増大、そのうえさらに円高不況によって月に一、五〇〇社以上の中小企業が倒産し、さらに失業者を作り出している。しかもこのような経済情勢はまさに世界中の資本主義議国に共通した現象であって、一国だけの操作や手直しでは解決しない。このような情勢を反映して昨年暮の衆院選挙、そして今年の参院選挙とともに自民党は敗北した。すでに得票率においては以前から四〇％から三〇％ラインに近づきつつあり、当選者数も過半数を割ろうとしている。独占資本も、自民党一党支配の時代がまさに終りを告げつつあることを、公然と口にしはじめている。それが自民党の敗北した昨年暮の衆院選挙後、松下幸之助の「この選挙は大変よかった」の発言となつた。

独占の中期戦略は最近朝日新聞が大きな活字で書いた、「保守プラス中道」を指向しているのである。独占資本にとっては名前などどうでもよい。自民党でも民社党でも公明党でも資本主義体制を守ってくれさえすればよいのである。ここに今日の情勢の中心がある。独占はこのような自民党独裁の終りをみこして二つの戦線に反撃を集中している。以前から進めてきたことであるが、その反撃にいつそう力を入れているのである。

一つは労働運動の丸抱え御用化であり、二つめは革新統一戦線の分裂、とくにその中心である社会党の分裂である。

すでにJ.C（金属労協）はじめ民間大手組合は労資協調、ストなし一発回答受諾といった独占の希望する路線が漸次広がっていきつつあり、それはやがて公労協、その他にも影響を与えつつある。自民党政府が崩れても労働者をとりこめば心配はいらない、という彼らの長期路線がハッキリとそこにみえる。また一方、社会党の混乱、それは当事者である人々がどう考えているかは別にして客観的にみればこの独占の思惑の上に進められている。社公民を主張して脱党した田君たち三人組は社会主義への道を否定し、社会主義協会が

ンだどくりかえし発言していた。なぜ協会はガンなのか。なぜ『日本における社会主義への道』がいけないのか。それは明確に社会主義を主張しているからである。社会党は幅の広い政党である。様々の人々をもって構成している。しかし社会主義という一点では統一しなければならぬ。生産手段の全人民所有、それを否定した福祉国家を主張する人はこの党から脱けるしかないのである。つまり、独占はここでも資本主義体制を守ることに全力をあげているのである。労資協調、御用化路線のねらいもそれである。労働者が戦闘性をもち、階級性をもつことを全力をあげていくとめる。

ここに敵のねらいがあるなら私たちのたたかいは基本は、その反対の立場をいっそう固めることである。

## 二

七八春闘は労働条件、さらには生活条件、権利などのたたかいを押しすすめるなかでいっそう味方陳宮の団結を固めることに力点が置かれねばならない。どんどん下がる生活水準をひきあげるための大幅賃上げのたたかい、それが同時に失業をなくしていく道でもある。鉄鋼労連委員長宮田君の言う「失業を少なくするために賃金を自制する」というのは逆の道である。

さらに大事なことは商業主義的宣伝による身まわりの派手な消費でなく、生活の土台である住宅、医療、老後年金などの確立に向けてのたたかいであり、教育、図書館、下水道、公園などの社会的蓄積のたたかひである。そしてこれらのたたかひの基礎は、すべて職場の団結から作りだされてゆく。レーニンの言う苦役である労働を少しでも緩和するためには職場における労働者の権利が尊重され、作業環境が改善され、どんどん進められる身勝手な合理化、人減らしに抵抗しなければならぬ。そしてその抵抗闘争のなかから解放への確信をもった時、真の団結が生み出される。要求を出し合いそれを討議し学び、大衆とともにたたかう。幹部活動家だけがたたかうのではなく、「大衆と共に」ということがとくに大切だ。

そしてその団結の力が地域社会へと広がってゆく。未組織労働者、農漁民、中小企業者、インテリ等すべての勤労者と提携し輪を作る。

その輪の結集が統一戦線の基盤となる。

七八春闘勝利の鍵は大衆路線であり、勤労者全体との共闘であり、職場産別の団結の強化である。これらの努力が反独占統一戦線へ向ってゆく。

(編集部)

## 「代議員権」問題で真剣な討論

—多くの課題を残した社会党統開大会—

なぜ「代議員権」問題に批判を集中したのか

今次、社会党統開大会において、反協会連合内部の醜い人事抗争がふたたび噴出し、ついに「党改革推進協議会」が「解散」をよぎなくされたこと、したがって、山本幸一、野々山一三などもっとも悪質な党破壊分子を中執からしめだすことによって全党の圧倒的な意志によって飛鳥田体制を実現したことは、いままでマスコミを動員して大規模かつ執拗に展開されてきた党内外からの分裂運動に一定の歯止めをかけることができたことを意味する。

すなわち、日本社会党を破壊し、党を保守連合（社公民路線）に分断し、まきこむ攻撃をはねかえして、一部のたんなる「離党」にとどめることによって党の統一と団結をまもる体制をつくりあげることに成功したという意味において、反独占社会主義への道か、それとも反社会主義保守連合への道かをめぐる今回の党内闘争は、いちおう党破壊分子の敗北におわりそのかぎりでわれわれの勝利であったといえることができる。

しかしながら、このことは、もちろん、飛鳥田体制を無条件的に擁護しさえすれば、「日本における社会主義への道」（以下『道』）の路線が無条件にまもられ、科学的社会主義の党建設が自動的にすすむということを意味するものではない。というより、社会主義政党としての社会党を分解させ、分断するための党内外からの揺さぶりがマスコミを先頭に、こんごいっそう激しくかけられるであろうこと、とりわけ、総評の「現実柔軟路線」への転換と呼応して、飛鳥田委員長の「現実的指導力」をもちあげつつ「連合時代」「低成長時代」への「対応」を迫り、党全体を現実・柔軟路線にまきこむためのキャンペーンがいっそう激しく展開されるであろうことを考えると、『道』の路線を堅持し、党の階級的強化をかちとるたたかがいっそうきびしく、かつ困難な条件下におかれることはまちがいない。

そのもっとも大きな困難な条件は、いうまでもなく、今大会で国会議員等に代議員資格を付与する規約改正が可決されたことである。この規約改正のねらいと本質については、本誌上でくりかえし明らかにしてきたのであえてくりかえさないが、この「規約改正は、反協会各派が大会における協会系勢力の発言権を弱めようとして持ちだしたものだ」（『朝日新聞』二月一四日『社説』）と新聞にも書いてあるとおり、社会主義協会を少数派に転落させることによって『道』と科学的社会主義の路線を変更し、党と労働運動の

右傾化を促進することをねらってこの規約改正が強行されたことは、いまや党内外の常識になっていく（現に、協会派を少数派にするためにこの規約改正をおこなうのだと曾我中執がオルグしていた事実が本大会で暴露された）。

本大会は、全党員による委員長の公選制をめざす規約改正も満場一致決定した。全党員による委員長選挙をほんとうに実施するためには、下部末端にいたるまで党員管理がきちんとおこなわれていなければならない。党費すらきちんと納入され徴収されていないようないかげんな組織管理では、国民の模範となるような公選制の実をあげることはとうてい不可能であろう。したがって、これを機会に党のすみずみにいたるまで、社会主義政党内にふさわしい組織政党に真に脱皮するための全組織の点検と整備が、本気になって展開される必要がある。

この委員長の公選制は、いうまでもなく全党員の直接民主主義的な権利の拡充という意味をもってしている。ところが、国会議員等に代議員資格を付与することは、一部の党員に特権を与え、一般党員から党員平等の権利を奪うという民主主義に逆行する措置である。一方では民主主義を拡充し、他方では民主主義をじゅうりんするという矛盾にみちた規約改正のうえに飛鳥田体制は実現したのである。全党員がほんとうに委員長選挙に参加し、みずからが直接に選んだ飛鳥田体制を支えるための党活動に、全党員が平等の権利と義務をもって参加しうる全党の体制をつくるためにも、党員平等の原則はなんとしてもまもらなければならない。われわれが国会議員等への代議員資格を付与する規約改正に反対する運動に全力をあげてとりくんできたのは、飛鳥田体制を真に擁護する全党内体制をつくるためにもまったくうぜんのことであったのである。

### 内外の分裂策動から社会党を守る基本的な力はなにか

一二月統開大会は、陰うつで重苦しい雰囲気九月大会とは異なって、明るい、生き生きとした討論が展開された大会となった。党員大衆の目を恐れるかのように、なにかというところ「分裂」のおどしをかけて討論を封じ、密室のなかでことを運ぶという、あのいまわしい九月大会の雰囲気が一変したのである。

党務報告をめぐる質疑、第一号議案（党運営・機構の改革に関する報告）、第三号議案（規約改正に関する件）をめぐる質疑討論では、国会議員等への自動的代議員権付与（以下「代議員権問題」）に反対する意見で占められた。計二三人の発言者中、二〇人がこれに反対ないし、もっと下部討議の期間をおけ、という意見であり、あるいは、党の分裂や分立を広言する「推進協」の一部幹部にたいする批判であった。森永組織局長は、九月大会の運営委員会で、「代議員権問題」の「決議案」を、「党改革」に関する「報告」と第二号議案とを、ワン・セットにして一括審議、一括採択しなければならぬこと、この「決議案」の内容に「少しでもふれると、おちてしまう」、「パンクする」と公言したことは、よく

知られている（本誌創刊号「規約「改正」問題の本質参照）。つまり、「代議員権問題」に「少しでもふれる」と、「分裂」するといわれたのであるから、九月大会では、この問題を公然と討論したり、まして反対したりすることは、思いもよらないことであるとされた。しかし、一二月大会で示されたことは、公然たる論争が、決して社会党を「分裂」させなかったことである。文字どおりそれは、「分裂」の脅しにすぎなかったのである。

ではなぜそうなったのか。それは、下部討議、つまり党員大衆の民主的な討論が、まがりなりにも各級機関でおこなわれたからである。党員の意見が、各級機関の態度となり、大会に反映されたからである。党員が代議員を通して、意見を大会に反映しようとするとは、何人にも阻止できない党員の基本的権利である。それが失われるようなことがあれば、もはや党内民主主義はなくなり、党の活力も消え失せてしまうであろう。「分裂」の恫喝が、決して党内民主主義を破壊することはできなかったという意味で、一二月大会は、大きな成果をもたらした。

しかし、党の下部討議も、決して障害なくおこなわれたわけでも、中執の組織的指導の下でおこなわれたのではない。事実、多くの社会党県本で、総支部で、支部で、「代議員権問題」の討論は、やはり「分裂」の恫喝で封じられようとし、また、封じられたところもあった。あるいは良心的な党員がそれを心配した。しかし、党を真に愛する勇氣ある党員のとりくみによって、大衆的な討論がおてるや否や、「分裂」を口にする者の声はしだいに小さくなった。「いったい誰が、なんのために分裂するのだ」という声に、彼らは答える術をもたなかったからである。

いったい、内外にわたる分裂策動から党を守る基本的な力はなにか。それは、日常活動をふまえた党員の真剣な討論である。「開かれた党」を強調する者ほど、党内の民主的な大衆討論を忌み嫌う傾向があるのは、奇妙な事実である。ともかく、党内大衆討論の重要性を、事実の上で教えたのが、一二月大会であった。これらは、今後の党強化の重要な財産となるに違いない。委員長の全党員投票制とあいまって、このような党員の基本的権利が尊重され、党内民主主義が確立されるなら、社会党は幾多の分裂攻撃を乗りこえて、階級的路線を堅持し、発展していくことができるであろうからである。

### 討論でより民主主義的となった原案

国会議員等に自動的に全国大会代議員権を付与するという規約改正そのものは成立し、その意味で、党員の権利・義務の平等、党内民主主義は重大な制約を蒙った。これは、社会主義政党的組織原則からの重大な一歩後退であることは、何人も否定できない。しかしこれは、先にもふれたように、党を反社会主義・保革連合へひきこもうとする悪質分子を孤立させ、社会党の統一と団結を守ることによって、今後の、社会党の階級的強化をかちとる方向をかためるための、大きな妥協であった。

しかし、先に述べたような大会の圧倒的な討論によって、原案はより民主主義的なものとなった。周知のように、国会議員等の代議員は、「代議員総数の三分の一を基準とする」という規約改正（第三九条）については、第一号議案のなかで有権解釈（当時者による法規解釈つまり、執行部統一見解）（注1）が付されて提案されたが、この点については、さらに別項のような「確認」がおこなわれた。このことは、矛盾にみちたものではあるが、国会議員の数によって党大会の代議員数がきまるといふ原案が事実上否定され、「三分の一基準」は変更されて、基本組織からの代議員選出が基本となることを意味している。この意味で、より民主主義的なものとなった。このことは、全電通労組の次の文書を見ることによって明らかである。

全電通労組本部は、一月一日に発した「連絡文書」で、一月二日統開大会は、「討議や運営、新人事など、いずれも今後問題をおこす内容」になっており、「党再建、再生を願う我々の立場からは、ほど遠い結論といわざるをえない」と言い、次のように述べている。

「二、とくに、党改革、再生の決め手として重視してきた、国会議員等の代議員権付与にかかわる規約改正では、社会主義協会向坂派及び社青同などの代議員が九月党大会の決定を無視し、反対意見や、事実上これを形骸化させる発言を集中的に行なうとともに、三分の一基準を事実上変更する決議案を大会運営委員会に提案するなど、九月党大会決定のまき返しをはかった。

しかも、大会運営委員会は、このような主張に一部妥協し、規約改正は三分の一基準として決定されたものの、運営委員長報告として両論併記的な形で『新執行部において弾力的に運用することを要望する』との内容を付して本会議で一括決定を行なった。この内容は、明らかに党改革の重要なポイントをばかすものである。全電通（支持団体）としては納得できないとの立場から議長団に対し事前に発言通告を行ない、強く発言（大阪府本部）を求めたが、大会議長団は事なかれ主義の立場から三〇分間の協議の末、全電通等の発言を認めないとの態度を決定、運営委員長提起に対する一切の討論を省略し、一括採択にもち込み、承認されたものである。

三、新執行部についても、社会主義協会向坂派及び三月会が推せんした候補者が執行部構成の大勢をしめたほか、人事選衡をめぐる経過から、党改革推進協議会主流が役員の総引あげを行った。

したがって、決選三ポストについてはすべて、反協会系が協会派を破ったといふものの、今回の新執行体制で九月党大会の決定にもとづき、党改革を強力に推進しうるかどうかは、疑問視される。

四、以上のような経過と結論が示すように、今次統開大会は今後の党改革に、具体的に結びつく成果をあげ得たとはいいがたく、基本的に問題をのこした。」

全電通労組は、今回の大会の結論は「納得できない」という。そして、労働組合組織として、「党改革推進協議会」の「主流」（恐らく山本幸一、野々山氏らをさしている）と同一の派閥的立場にあることを表明している。

〔注1〕第一号議案「党運営 機構に関する報告」の五項に次のようにある。  
「五、最後に、党規約の改正に関連して、つぎの二点を本大会の確認事項としていただきたいのであります。

一つは、本大会に提出した『国會議員等の全国大会代議員資格付与に関する党規約改正』に関する問題であり、①第三十九条第三号の代議員は、代議員総数の三分の一以内である。②三分の一基準の規定は、国會議員総数が著しく変動したときはこの限りでない、③代議員構成の基本は、第三十九条の代議員であることの確認であります。

その二（略）……………」

〔注2〕全国大会代議員資格問題に関する確認

「全国大会代議員構成の基本（改正規約第三十九条第一号）を決めるに際しては、大幅な党員数の変動のないかぎり、現行の基本組織からの代議員選出基準には変更はないものとす」という付帯決議案が大会運営委員会に提出されました。大会本会議場における第一号、第三号議案の討議の際に、代議員問題について同趣旨の発言がありました。これに対し執行部は、九月大会の決定並びに規約改正に至った経緯について答弁されました。これらのことをふまえて、新執行部においては、改正規約の実施にあたって弾力的運用を図るよう要望することを満場一致で決定いたしました。

### 発言者の圧倒的多数が「代議員権」付与に反対

一二月大会における討論の要旨は、すでに『社会新報』一二月一六日号にあるので、詳しくふれる必要はないが、「代議員権問題」にしばって、ごく簡単に整理し、紹介しよう。

党務報告をめぐる質疑では、八人の代議員が発言したが、ほとんどすべてが反対ないしもっと下部討論をつみ重ねる必要を述べたものであった。「代議員権問題」は議案のところでやるのできてほしいとの議長の要請にしがって、この問題に直接ふれなかった代議員も、「推進協」一部幹部の分裂主義的言動を鋭く批判した。

下部討論の結果、党員の圧倒的多数の意見は、国會議員等への自動的代議員権付与に反対であったことを、岩手の川原代議員、長崎の石垣代議員が報告した。岩手では、一六総支部中、一五総支部が反対を表明した。東京の佐藤、社青同の山崎、東京の佐々木の各代議員は、反対の意見を表明しつつ、もっと基本組織の党員の意見を尊重すべきこと、その点からもこの大会で定めるべきでないこと、また、宮城の大槻代議員は、少くとも基本組織選出の代議員は従来どおりの選出基準をとるべきであると述べた。福島は佐藤代議員、

広島の小森代議員は、「分裂」や「分立」を公言する一部幹部の言動に激しい怒りをもって発言し、党がもつと階級的警戒心をもつべきことを主張した。他の多くの代議員もこの点にふれつつ、国会議員への代議員権付与は、党員平等の原則と規約上からも認められるべきでなく、全党的討論のなから、党の強固な統一と団結をかちとるべきであると強調した。

第一号議案、第三号議案の質疑討論では、全部で一五人が発言したが、一四人が「代議員権問題」で意見を述べた。しかし、代議員権付与に賛成意見を述べたのはわずか二人、反対の立場の意見は一二人であった。

動労の中江代議員の賛成意見は、九月大会の決定であること、動労としては階層別の代議員選出を提案しているから、ということであり、千葉の市川代議員は、九月大会で「満場一致」できめられ、「通達」も出ているから、という理由を述べて賛成した。この二人が賛成した代議員のすべてである。

反対の意見を述べたほとんどすべての代議員が、単に代議員個人の意見ではなく、党内での下部討論をつみ重ねた結果であることを報告した。とくに、東京の山田代議員は、世田谷総支部委員会で、二九対二（保留三）という圧倒的な数で反対を決議したこと、神奈川の平岡代議員は、組織的討論をおこなった一四総支部中、一一総支部が反対、賛成はわずか三総支部にすぎなかったことを報告した。福島の田中代議員は、九月大会後、代議員による総支部報告集会、全県党員討論集会、さらに総支部全党員会議での討論を通じて、この問題は安易に決めるべきではなく、基本的に反対であると集約されたことが報告された。

党内討論のうえにたって、党員平等の原則、党内君主主義の観点にたって、あるいは議員党的体質の助長であるとの観点から、「代議員権問題」に反対の意見を述べたのは、先にあげた山田、平岡、田中各代議員のほかに、岩手の及川、広島の坪島、広青同の石田、埼玉の高橋の各代議員である。香川の高田、長崎の吉田両代議員は、反対の態度を表明しつつ、とくに採決の方法について強い疑義を表明した。大会議事規則によれば、採決の方法は挙手、起立、無記名投票のいずれかをとることとなっており（「大会議事細則」第二十九条）、九月大会の拍手による「満場一致」の宣言による採決に疑問を提出し、三分の二の規約改正案件であるから、議事規則にのっとった正しい採決をすべきであることを迫った。千葉の若松代議員は、社会党は動労大衆の党であるという基本性格から、国会議員の数によって左右されるあり方に反対の意見を述べた。

新潟の高橋代議員は、人口三万七、〇〇〇の小都市で、党、地区労、社青同、婦人会議が一体となって選挙闘争、反合理化闘争、地域闘争をたたかっていること、九月以降、一〇名の入党者をかちとり、一〇〇名の党へむけて頑張っていることを報告しつつ、党の機

構改革は、党員を大切にす血のかよったものでなければならぬことを強調した。そして、「代議員権問題」にはいろいろの意見があるが自分は反対であり、この問題が出されておしる国会議員と一般党員のミゾを深めたことを指摘した。富山の小川代議員は、社会党は民主主義闘争の先頭にたつ党として、もっとも模範的な民主主義的組織であるべきこと、その点から民主主義の基本たる下部討議を欠いたうえで規約改正をおこなうべきではないことを述べた。他の多くの代議員が強調したことも、この重大な案件を、ほとんど下部討議を組織しないまま、むりやりに通そうとするやり方にたいする鋭い批判であった。

このような反対の立場にたつて、数人の代議員から、百歩ゆずって考えてみても、現行の基本組織選出の代議員数をけつして減らすべきでないこと、つまり、一〇〇人に一人の選出方法は絶対守るべきだという強い要望がだされた。

一二月統開大会は、このように、国会議員への自動的代議員権付与に反対する圧倒的な意見でうめつくされた。こうしてすでにふれたように、「分裂」の脅しをはねのけ、逆に悪質な党破壊分子を孤立に追いやることに成功し、党の団結を守った。しかし、にもかかわらず規約改正は、多くの付帯条件がつけられたとはいえ、決議された。社会党強化の事業にとって、新しい困難が生みだされた。しかし、これを克服し、党の階級的強化と党建設をすすめる鍵がどこにあるかを明確に示した大会でもあった。この意味で、十二月大会は一定の成果をかちとった。

(松田 哲)



## 社会党統開大会の残したもの

### 一

社会党の第四一回大会統開大会は、一二月一三日開かれ、飛鳥田執行部を選出して半年あまり続いた混乱に一応のピリオドを打った。

飛鳥田新委員長は、「党内部問題にかまけて、現実の課題ととりくんでこれなかった」としてこれまでの「党改革」論議の不毛性を批判する大会あいさつをおこない、今後、社会党が勤労大衆との結びつきを強化すべきことを強調、その決意を示した。大会は、飛鳥田氏が、委員長就任の条件として提案していた案件に関する規約改正——①委員長公選制の実施、②委員長補佐中執の選出についての決定を、万場一致で承認し、国会議員の代議員権付与に関する規約改正をおこなうことによりギリギリの接点で、「分裂の危機」から「統一と団結」へスイッチを切りかえたわけである。

これにより、九月大会以降、積み残されてきた問題（代議員権と人事）がヤマを越え新執行部による党再建の試練があらためて始まったといえる。

選出された新執行部の顔ぶれは、右派連合・党改革推進協のリーダー格である山本幸一、野々山一三氏がはずれて、飛鳥田―多賀谷体制に専従中執の実務的色彩をプラスする構成といえそうだが、実際には、専従中執といっても、実務より閣務を先行させてきた苦い経過も記憶に生々しいところであり、前途多難を思わせる内容である。

第四一回大会は、統開大会終了にあたって、大会議長が「閉会」を宣言したため、これにより、一件落着というしただいが、むしろ、問題はすべて今後に残している。

すなわち、①運動方針の決定、②党改革八項目の処理、③委員長公選の実施要綱、④社会主義理論委員会の廃止と再発足問題、⑤社会主義協会検討委員会等々である。

これらの問題は、路線論争とからんで、成り行きしだいでは、再び、党内問題の発火点ともなるおそれがあり、新執行部の姿勢が問われていくであろう。

### 二

ところで、統開大会は、最大の焦点を、「国会議員代議員権」問題と、新執行体制確定問題にあつめながら、飛鳥田委員長のかつぎだしを成功させた成田前委員長をはじめとする党員の努力が、「最悪の事態」だけは回避させた。この意味で、分裂の危機をはらんですんできた第四一回大会にいたる経過は、一定の「政治的妥協」によって結着がつき、それまでの深刻な対立と争点は、大部分というより、基本的争点が今後にもちこざれているといわざるをえない。

最大の対立となった「党改革」問題は、当初より、反社会主義協会キャンペーンをしいたきわめて陰謀的、計画的なものであったことはいまでもないが、江田三郎、山本幸一、田英夫、曾我裕次、八百板正、といった右派連合の中核をなした面々が、旗上げをきして中国を訪問、帰国後いっせいに行動に移るといふ背景をもちながら、その後、半年間にわたる「

党改革」という名目の分裂策動が展開された。しかし、「党改革」は、北方領土、二〇〇カイリ問題での反ソキャンペーンと結合する反協会攻撃としてマスコミを動員しての規模に拡大され、社会党の路線を中国路線で根本的にくつがえそうとする綱領論争が改革論議にもちだされて今日に至った。

したがって、第四一回大会では、「協会」しめだしの策動を「国会議員代議員権」によって成功させ、ついで、総評と協会との合意事項の実施をみたうえて、『日本における社会主義への道』の否定、運動方針の覇権主義規定の拡大と中国路線の導入が、次々と準備されているとみてよい。

事実、旧佐々木派系の幹部は、「協会しめだしは党改革の第一段階だ、ソ連流のマルクス・レーニン主義を党から一掃することが、次の課題であり、本題はむしろそちらの方にあるのだ」と確実な発言をしている。

そういえば、一二月二五日、福島県本部の「分裂」を突如として、強行した八百板正の一派は、再び中国へ行く。また、「党改革」論議を中執委でリードした有力幹部も一月初旬に中国へ行くという。

そして社会党の方は、運動方針のない第四一回大会を「閉幕」してしまつて、三月上旬に「定期大会」を予定している。これに運動方針、社会主義理論委員会の変更、協会検討委の扱い等が課題となるであろう。

「流れの会」の幹部は、「結局、大会では佐々木派の派閥力とケンカになった。しかし、考えてみれば、反協会運動は、佐々木や八百板が中心になつて熱心に口説いたからあそこまで拡がったのだ」といつている。協会に少しでも疑問をもったり、良く知らない者をすべて反協会キャンペーンにまきこんだ中心勢力が、最大の旧派閥「佐々木派」であり、その後、中国がひかえているというウワサは、今後、社会党内外で大きくクローズアップされ、問題視されずにいないだろう。

### 三

統開大会では、中執の一部が選挙になり、総務局長、青少年局長のそれぞれで、反協会派が勝つ結果となつた。

役員選挙に先立ち、書記長・副委員長ポストの話合いで、決定的に内部対立を展開していた右派連合は、真意はともあれ「勝つとはみてなかつた」といつている。

では、協会系がなぜ敗れたかということになるが、なんといつても、最大の理由は、「半年間にわたる反協会キャンペーンと切りくずし攻撃」である。推進グループの各派幹部がおしなべて中国で協会解体を演説して帰るという背景をもつ攻撃の性格を重視すべきだったといえる。

第二に、協会系は、党や労組内、職場で文字通り、真面目な活動家たちであり、「赤狩り」にも等しい政治的攻撃を考えてもいなかつたといえる。それだけに、議員や労組幹部の社会党の現状に対する責任は重いといつてよい。

第三に、党内外の反協会キャンペーンにたいする正しい認識を得ないまま、彼らの「分裂のおどし」や党解体工作を許したことである。

これには活動家党員の力不足もあるが、「圧力によわい日本の風土」が、組織力と資金力によわい社会党を押しつぶそうとしていることをみなければならぬ、独占資本がその張本人である。

(北村 元)

■資料・全電通労組の社会党統開大会への見解■

社会党第四一回統開大会と今後の対処方針（案）

全電通労組が、昨年（一九七七年八月二三日と二七日）の第三〇回大会で、社会主義協会と社青同を「敵対矛盾」と規定したことは周知の事実である。その全電通が、社会党統開大会をどのようにみているかはひじょうに興味深いことでもある。

以下に掲載する「社会党第四一回統開大会の総括と今後の対抗方針（案）」は、全電通労組本部が二月一六日に発した「連絡文書」の全文である。

一、経過と問題点（統開大会の総括）

一、第四一回社会党統開大会は二月二三日～二四日、二日間の日程で招集されたが、日程を一日に短縮し、党務報告のほか、①党運営・機構改革に関する報告、②党規約改正など重要議案を決定するとともに、新執行部を選出し、同日深更閉会した。

二、今次統開大会の任務は、党再生への基礎固めをはかるために、①国会議員等の大会代議員権付与に関する規約改正を、九月党大会決定どおり完結させること。②党改革を推進しうる新執行体制を確立すること。の二点にあったが、①については後述のとおり今後の問題を残す結果となり、党再建、再生を希い、今日まで協力を重ねてきた全電通（支持団体）の立場からは、ずれた結論といわざるを得ない。

三、党改革、再生の決め手として最重視してきた国会議員等の大会代議員権付与にかかわる規約改正に関する論議経過と問題点は次のとおりである。

①規約改正問題に対処する全電通の態度

わが全電通は、第一回地本委員長会議（九・二八）および第二回地本委員長会議（一〇・一九～一〇・二〇）において、九月党大会の論議経過をふまえ、一二月統開大会に臨む組織の基本的態度として「一二月統開大会の最大の焦点は国会議員等の代議員権付与に関連する党規約改正を九月党大会決定どおり完結することである。これは党改革最大のポイントであり、万一これが歪められたり、否決される場合は、党を共にせずとの党改革推進グループの申合せ及び総評首脳と同様の決意をふまえ重大な決意をする」ことを意思統一してきた。

その立場から見れば今回の統開大会で提案された党本部の規約改正の原案は、九月党

大会決定との関連では厳密に言えば、必ずしも十分なものとはいえない内容であった。すなわち、若千九月党大会の決定をゆるめたといわざるを得ない。しかしこの原案が党中央執行委員会において反協会グループを含め満場一致決定されたものである以上、党の統一と団結を守るためには、若干の問題点はあったとしても、政治的、組織的には肯定せざるをえないと判断し、不満はあるが「本部原案止むなし。」との態度で、統開大会に臨んだものである。

② 統開大会に提案された、党本部原案とその意味するもの  
イ、今回の統開大会に提案された党本部原案は次のとおりである。

① 第三九条第三号の代議員は、代議員総数の三分の一以内である。

② 三分の一基準の規定は、国会議員総数が著しく変動したときはこの限りでない。

③ 代議員構成の基本は、第三九条第一号の代議員である。

④ 以上三点を前提として「国会議員等の全国大会代議員資格付与に関する党規約改正」を行なう。

ロ、この本部原案は、九月党大会決定からすると、①は止むをえないとしても、本来的には②、③は可成りの問題点を含んでいる。すなわち運用のいかんでは三分の一という基準が、事実上は空洞化される恐れなしとはいえない。しかし④があくまでも基本原則であるという立場をとっているとの理解で不十分ではあるが、了解せざるを得ない」と全電通的には判断した。

③ 党本部原案に対する協会派の附帯派議案とその意味するもの。

イ、協会派の附帯決議案（大会運営委へ提起されたもの）

『全国大会代議員構成の基本（改正規約第三九条第一号）を決めるに際しては、大巾な党員数の変動のない限り、現行の基本組織からの代議員選出基準には変更はないものとする。』

ロ、附帯決議案の意味するもの

この決議案によって、現行の代議員選出基準を変えない立場をとると、現在の国会議員数のウェイトは四分の一程度となり、九月党大会で満場一致決定された三分の一基準を事実上変更することとなり、明らかに九月党大会決定違反となる。

すなわち、現在の代議員総数は五〇九名であり、協会派の附帯決議案では、これを不動のものとして固定する立場をとるものであり、国会議員等は現在一七四名であるのでトータル六八三名となり、その占めるウェイトは全体の四分の一となる。

④ 統開大会における討議経過と問題点

国会議員等の代議員権付与に関する規約改正の論議は主として大会運営委員会（同小委員会）で行なわれた。

ここで協会派の運営委員から前項③の付帯決議案が提起され、運営委員会は、その

取り扱いをめぐりこれを本会議に付議するかどうかで激論を闘わした。

そして長時間にわたる激論、休憩、再開をくり返す中で、最終的に大会運営委員長は「大会を円満に成功させたい。したがって、いろいろな意見はあるが、この際の内容でまとめて欲しい」として「両論併記の形で討議模様を本会議に報告し、事後の扱いはこの論議経過をふまえ新執行部において弾力的に運用するよう要望することを提起したい。」との集約案を一方的に発表し、これを強引に決定した。

わが全電通はこのような決定は、九月大会の決定を歪めるものであるとの立場から反対し、且つ本会議に於て徹底した反論を加えこの本質を明らかにし原案を決定させるため全力をあげてこれを代議員打合せ会で急遽意志統一した。そして大会議長団および大会運営委員長に対し、本会議において、この旨発言するとの発言通告を行った。

しかし大会運営委員長および議長団は「いまここで全電通の発言を認めれば、次々と連鎖反応をおこし大会は混乱する。よって発言を指名するわけにはいかない」と全電通の申し入れを拒否した。

そこでわれわれは再度つよく申し入れを行ない、このため大会の本会議再開は三〇分間もおくれる結果となったが、遂に全電通の発言は認められなかった。

そして本会議に於いては、大会運営委員長より前記「要望事項」が報告され、議長団は「全電通から発言通告をうけているが、この際討論を省略し一括決定したい」と発言し、運営委員長発言をふくめ、本件についての決定を行った。

#### ⑤ 大会決定の問題点

イ、大会運営委員長提起の「弾力的に運用する」とは、全くあいまいである。

ロ、この場合もし付帯決議案を加味するとすれば、前記算式のごとく四分の一となるが、その場合原案とは、全く相反する結果となる。

ハ、いづれにしろ、規約改正について、一体何が決ったのか不分明である。

ニ、これは、正に派閥間取引きによる「なれ合い」「まあまあ主義」「単純な統一と団結論」という旧来の社会党の悪しき体質が象徴的に噴出したものといわざるを得ない。

ホ、そしてこのことは九月大会で満場一致決定した、決議の空洞化以外のなにものでもない。

また、その論議経過と結論をみた場合、そこには、果して社会党自体として党改革への熱意があるのかどうか疑わざるをえない。

#### ⑥ われわれの見解

以上のおり統開大会における「規約改正」についての論議経過と結論は、真剣に党改革の実現を希い、真摯な努力をつみ重ねてきた支持団体の全電通としては、きわめて不満であり、事態をそのまま放置することは、今後の党改革に重大な支障を来

すと判断する。また純粹に党改革を希いことの本質を大会の席上において解明しようとした全電通の発言すら、結果的に認めなかった今回の措置については、全く遺憾といわねばならない。

四、また今回の統開大会において新執行部人事については、漸く飛鳥田体制が発足した。しかし委員長に関する問題はともかく別として、副委員長以下の人事選衡にあたっては依然派閥間の取引き、密室人事のそしりをまぬがれない不明朗な対応がなされた。その中で党改革推進協議会が、役員総引上げを行なうなどの事態にたちいたった。

また、とくに重視すべきは、統開党大会以前に表面上は、すべて解散したはずの派閥が目にあまる暗躍を行なったことである。

このことをもってしても、明らかなどく、派閥解消という、われわれの希いは満たされないどころか、かえってこれが増巾されたとすらいわざるを得ない現状にある。このような事実を考えると、飛鳥田委員長の抱負、政治的手腕、指導力が果して十二分に発揮しうる体制にあるかどうか危惧される。

しかし、われわれはどのような経過をたどろうとも、難産の末成立した新執行部が、党改革、協会規制など懸案の諸課題について責任あるリーダーシップを発揮するよう求めるとともに、次期党定期大会にむけその対応を見守っていくこととしたい。

五、また今回の統開大会の論議をつうじて次の諸点がうきぼりになった。

- ① 社会主義協会向坂派、社青同の党内ひきまわしは、本質的に改たまっていないばかりか、反省のひとつかけからもみられないこと。
- ② 党規約改正にみられるごとく社会主義協会および社青同は党改革に関する九月党大会の決定をじゅうりんするばかりか、党改革の路線を後退させようとしていること。
- ③ 一方党改革を推進してきたグループの中にも個人的利害による派閥中心の発想が、よく、党改革の基本方針を放棄した言動が顕在化し、事実上党改革推進協議会は潰滅したこと。

六、これらを総括すると、今回の統開大会は、党改革のポイントである規約改正が、あいまいな形で処理されたとの認識に立つ以上、われわれが当初期待した成果をあげることができなかったといわざるを得ない。

また、社会党自身に自己改革への活力を見出すことは困難であり、このまま推移することは、われわれの希う社会党の再生は極めて困難であるというきびしい立場で判断せざるを得ない。

七、われわれは、このような今次統開大会の総括の上になたって今後、今次統開大会におけ

る規約改正の決議のあいまいさの解明、党改革の推進、協会規制の具体化等を新執行部に  
対し強く求め組織防衛の課題を追及していく。

八、あわせて、われわれは今後の党改革については、社会党の自主改革にのみ甘い期待を  
よせるのではなく、自らも主体的に労働運動、大衆運動の次元から必要な活動を再構築  
していくことが極めて重要であると判断する。

この立場からわれわれは別項で提起する「労働・社会問題研究センター」構想の実現  
等を軸に、自らの主体的な運動を構築するとともに、これを社会党を基軸とした社会民  
主義政治戦線の広範な結集と前進へと、結合していくこととする。

## 二、われわれの今後の対処方針

### 一、社会党定期大会（明春）へ向けての課題

われわれは、明春の社会党定期大会こそ、社会党再建のための、政策、路線体制を確立  
する最後のチャンスであると判断する。この大会では、次の九月大会決定に基づく党改革  
八項目（別記）の前進的結着をつけるとともに、すでに決定した協会規制の「検討委員会  
」設置、これによる協会規制の徹底などを実行に移さねばならない。

われわれは、この党大会へ向け、新執行部を頂点に社会党全体が真剣なとりくみを行な  
い、党改革のポイントをあいまいにすることなく、改革の実をあげるよう厳しく求めてい  
くとともに、自らも支持団体として「七・一六全電通提言」をふまえ必要な対応を強化し  
ていく。

### 二、今次統開大会の関連で党中央執行委員会に解明を求めるべき事項

総括でも明らかにした通り、今次統開大会では、党改革の当面の重大なポイントである、  
国会議員等の大会代議員権付与に必要な規約改正の決定がばかされた。しかし、われわれ  
は、規約改正問題については、大会運営委員長発言は、あくまでも「要望」であることを  
ふまえ、全電通としては、執行部原案は決定されたとの立場で党中央に解明を求めること  
とする。また、協会規制問題と関連し、昨年の全電通全国大会に対する協会・社青同の破  
壊行為と関連し、昨年七月二〇日全電通総発第七号をもって党中央執行委員長へ申し入れ、  
これに対する九月三〇日付の全電通への「回答書」（七一中委「第二九回全国大会決議に  
もとづく調査委員会の調査報告」収録）にある党中央執行委員会見解については今後の党  
改革、全電通の組織防衛にとっても、極めて重要な問題であるので、新執行部に対し、こ  
の点の再確認を求める。具体的には、次の通り対応する。

① 二月二二日、社会党中央執行委員長に対し、次の公式質問書を書面をもって、手交  
しすみやかな時期に責任ある回答を行うよう求める。

#### ② 具体的な質問事項

イ、「国会議員等に対する代議員権付与に関する規約改正」は、執行部原案どおり決

定をみた、との全電通見解についての、執行部の判断を糾す。

□、一九七六年九月三〇日付の「全電通第二九回定期全国大会妨害問題に対する社会党回答書」(要旨)①指摘された行為は誤りであり、心から遺憾の意②意図的な誹謗中傷を加えることは誤りである。③再演しないよう全党に周知する④参加したもののへの反省と党規にてらして処分⑤社青同への指導強化⑥協会所属の黨員への指導強化と参加協会員⑦黨員に対する処分)の考え方は、こんにちいささかの変更もなく、当然新執行部において再確認されるべきである。

### 三、全電通の組織防衛について

#### ① われわれの基本的立場

全電通は、第三〇回定期全国大会(七七・八・二三〜二七)において、理不尽な組織攻撃をかけ、敵対行為をとっている社会主義協会向坂派及び社青同との関係を「敵対矛盾」と規定し、日本共産党による同様の組織攻撃をもふくめ、これらの組織破壊攻撃に対しては、労働者の自律的団結を死守するため、毅然たる態度で対決し、これを排除することを決定した。

また、自らの組織防衛は、社会党とか、総評に依存するのではなく、全電通労働組合それぞれ自身が責任を負うべき問題であることも併せ確認した。

② その後、九月一〇日に総評と協会との間で「協会の改革についての合意確認事項」が締結された。また、社会党にあっては、九月大会で協会規制に関する一連の方針が決定をみたところである。

③ しかし、これらの合意事項の締結、社会党大会の決定にもかかわらず、こんにち協会・社青同による全電通に対する組織攻撃、敵対行動は、いささかもゆるめられていない。したがって、われわれは、第三〇回定期全国大会決定の組織防衛に関する既定方針を今後も堅持し、事実をもって、協会・社青同が反省の実を示し、このことが全組織的に確認されるまでは、断乎たる決意をもって組織防衛のとりくみを継続強化していく。

④ あわせて、今後、総評、社会党に対し、次の対応を強化していく。

イ、総評に対しては、「九月一〇日総一協合意確認事項」の実行について責任ある対応を求めていく。

ロ、社会党に対しては、「社会主義協会検討委員会」をすみやかに発足させ、協会規制の実をあげるよう求めるとともに全電通に対する具体的な組織攻撃の事実を最大もろさず提起し、責任ある規制措置を求めていく。

#### 四、労働運動分野における主体的な運動の構築について

別項「労働社会問題研究センター」を基軸とする労働運動分野における幅広い運動をもりあげる。そのため、全電通は物心両面において、その中核的役割りを果していく。略)

#### 五、明春の党大会とわれわれの態度

① われわれは、今回の社会党統開大会が、今後の問題を残し、当面の党改革のポイント

である規約改正について、あいまいな結論を出したことは、遺憾にたえない。しかしこのことのみをもって第三〇回定期全国大会決定の「われわれの真摯な提言がその本質を無視され、否定された場合は、社会党支持のあり方について、抜本的な再検討を加えざるを得ない」との方針を発動することは、早計であると判断する。

② したがって、明春の党定期大会において、社会党が党改革の実をあげるよう期待するとともに、この大会の結果いかんで、前記の第三〇回定期全国大会決定の方針を発動するべきか否かを最終的に判断する。

③ この立場から、われわれ自らも、傍観者の立場に立つのでなく、「二、われわれの今後の対処方針——1.社会党定期大会へ向けての課題」で明らかにした立場に立って、党改革が成功するよう、支持団体として、最大限の努力を傾注していく。

④ しかし、このような努力にもかかわらず、われわれの真摯な党改革への期待が明春の党大会で裏切られるような事態に立至った場合には、第三〇回全国大会の方針を発動せざるを得ない、との立場をとる。

⑤ 第三〇回全国大会の方針を発動する場合は、次の諸点について組織討議を行い、六月の第三一回定期全国大会において全電通としての対処方針を明確に決定する。

(具体的な検討課題の例示)

イ、政党支持のあり方(一党支持か、複数政党支持か、あるいは政党別支持にかわる新しい支持方式をとるのか)

ロ、政党献金のあり方(イと関連させ、従来方式の政党献金を今後も続けるのか、廃止し新たな方式をとるのか)

ハ、政治闘争基金制度のあり方(ロとも関連させ全電通が必要とする政闘資金にしぼるのか、その他の方法をとるのか)

ニ、各種選挙の候補者推せん基準のあり方(イと関連させ、どのように改革するのか)

ホ、社会党支持委員会のあり方(イ、ニとの関連でどう改革するのか)

六、以上の方針を前提とし、明春の社会党大会までは、全電通としては、一二月統開大会へ向けてとってきた、「すべてを党大会にかける」「したがって、それまでの間、絶対組織内から離党者や脱党者は出さない」「社会党のさみだれの分裂をさける」との方針を堅持していく。そして全電通としては、明春の党大会へ向け、「すすむも一つ、退くも一つ」の体制を貫いていく。

## ■ 投 稿 ■

## 社会党統開大会を傍聴して

社会党統開大会は、「推進協」の悪質な妨害と分裂の脅しを退けて、飛鳥田新委員長を選出し、党の団結を守りました。「推進協」に巢喰う党破壊分子の工作は、「良識」ある党員の受け入れるところとはなりません。しかし、党を割らないために、大きな譲歩を余儀なくされた点もあります。国会議員に代議員権が付与されたことです。この結果、「推進協」の目論見を、すべて覆すことができず、結果として、独占資本の期待に添う形にもなりました。このことを、とても残念に思います。これからさらに、ねばりづよくたかうことによって、社会党の変質をくい止めなければなりません。

その力をいくつかの点に見い出すことができました。

一つは、私たち社会党を愛する者の力が、社会党の下部組織で、力強く成長していることです。石橋書記長も「活動家が育ってきたことは党の宝だ。」とっています。この「党の宝」は、とりわけ社青同の活動を通じて育ってきましたし、これからも育つてゆくでしょう。

二つは、代議員に若い人が増えてきたことです。発言者も社青同で鍛えられた人が多くなりました。この傾向は、これからもっと拡がるでしょう。

三つは、いわゆる「中間派」の党員についてです。彼らは分裂主義者に批判的です。したがって、これまで以上に、まじめに献身的に活動することによって、これらの人々とも社会党の変質を阻止しなければならないということです。

一時的に、私たちが、押し込められたとしても、率先して活動し、党員と労働大衆の信頼を得ることによって、必ず正当に評価されることができると思います。正義は力なりです。そのためには組織づくりにも全力をつくさなければなりません。

さて、統開大会の空気についてふれますと、九月大会の「決議」や、全国代表者会議の確認などによって、分裂回避を大義名分にしたシャンシャン大会の意向が、代議員の多くをとらえていたように思います。このようなときには、反対討論は、非常にやりにくいのです。しかし、多くの代議員が勇敢に、率直に問題点を批判されたことは、尊敬すべき態度だと思えました。下部討議をし、付託を受けての発言でしたから迫力がありました。規約改正は、原案通り決定されましたが、「基本的に反対」という代議員の発言と、「現行の基本組織からの代議員選出基準は変更しない」という付帯決議案をふまえて、実施にあたっては、弾力的に運用するという確認がえられました。協会封じ込めの口実で社会党の変質を目的とする代議員権問題に、一定の歯止めをかけたことは、ささやかながら成果といえます。

しかし、現状やむを得ないとしても、力不足をやはり口惜しいと思いました。この口惜しさを胸にきざんで、これから組織づくりをしようと思います。ついでに、ひとこと言わせてもらえば、「妥協」というのは難しいものだと思います。私たちは、自分の考えを正しいと思うならば、本気で党員に、勤労大衆に語りかけなければいけないと思います。党員に相談せず、説得もせずして、どうして党員の心を、ましてや勤労大衆の心をとらえることができるでしょう。指導的な党員が、「経験主義的な「読み」と「勘」で、あらかじめ

め妥協点を決めることはあると思います。しかし、その判断は、最大限党員大衆の討論にもとづくものでなければならず、正しい見解による説得のちでなければなりません。それでないと、その妥協によって党員の団結を強化することができないからです。私はその努力が、まだ不足気味ではなかったか、と反省させられました。そのためか、一部の代議員は、条件付き賛成に傾斜せざるをえなかったようです。このことを残念に思いました。石橋書記長の答弁は、まったく歯切れの悪いものでした。九月大会の決議は、「満場一致」でなかったという追及については、何の答弁もありませんでした。質問の趣旨にそわず、本質をそらし、問題点をはぐらかす答弁が多く、不満が残りました。とくに、「大会で政策論議が薄れていて、国民にアピールできなくなった」とか「党員平等の原則は、機械的な原則であってはならない。機能別に義務を果せばよい」という考え方は、問題があると思いました。

党の政策が、労働大衆をひきつけず、党員ですら往々にして無関心な現状は、国会議員に代議員権を付与すれば解決のつくことではありません。政策立案の過程が問題なのです。生きた大衆運動と結びつかず、政策「通」の議員が、机上で案を練り、一部の党員と相談するだけで党の政策を作りあげている現状こそ問題なのです。末端の党員が、労働大衆のなかで、党の政策の宣伝をし、その是非を大会で議論できるために、社会党中央は、もっと真剣に指導しなければならぬことがあります。

それは、飛鳥田さんが言われるように「目をまっすぐ国民生活の現実に向け、国民の切実な関心事が、そのまま党の最優先の課題となるような国民との関係をつくりあげる」こととすし、党員が「大衆の中に入り、その声を聞き、その願いにこたえてゆく」ことだと思えます。大衆とともに運動を組織することだと思えます。粘りづよく、困難に耐えて、労働大衆の利益に徹して、決して裏切らぬたたかいがあつて、はじめて大会での政策論議も意味をもつし、大衆も党員も熱心な反応を示すと思えます。これまでの党には、そのことが非常に不足していたと思えます。

さらに、「平等の原則は機械的であつてはならない」という答弁は、問題のすりかえもいいたるところです。党組織の末端では、チラシや新報の配布を、機械的に割当てたり、押しついたりはしていません。各党員の実情に即して、民主的に任務分担しています。国会議員や、学者や文化人も、チラシ配布や新報配達が、まったくできないわけではないでしょうし、実情許さなくても党の方針を重視しているか、新報や党員拡大が念頭にあるか、末端党員と密着しているかどうかは、常に問われなければなりません。そのことを抜きに「機能別」に任務を課したら党は機能別連合体になってしまいます。とにかく、社会党大会の答弁が、いつまでもあのようなものであつてはいけないと思えました。

最後に、選出された中執のなかに、愛党精神をもたぬ人が含まれていることを残念にも思い、警戒心を強めなくてはとも思います。飛鳥田さんにたいしても、誠実な協力を惜しまず、優れた点にまなびながら、しかし、異論のある時は遠慮なく議論する必要があります。私たちが沈黙するのは、党指導部のためにも大衆のためにもよくないと思うからです。社会党の現状は、困難に満ちていますが、私は、全力を尽して展望を切りひらいてゆく決意です。

(A)

## ◇旬刊『社会通信』取扱いについてのお知らせ◇

▼はやいものです。旬刊『社会通信』を発行してから、二ヶ月が経過いたしました。この間、読者のみなさまから次のようなご質問がありました。誌上をかりて簡単におこたえいたします。

第一は、郵送料と送本の条件についてです。

郵送料は三〇〇円(月額)の誌代に含まれておりますので別に送金される必要はございません。ただし、本誌の購読料は半年前納制(一八〇〇円)をとっていますので、本誌の購読に際しましては、誌代一、八〇〇円をそえてお申し込みください。ご入金があります、送本いたします。

なお、理由なく一ヶ月以上誌代が滞納されたばあいには、送本を停止させていただきます。

第二は、拡大・見本誌についてです。原則として一〇部以上ご購読いただいている読者のみなさまには一割の拡大・見本誌をお送りいたします。また、これとは別に拡大・見本誌ご希望の方は、その旨、当社までご連絡ください。できるかぎりご希望に添うよう努力いたします。

第三は、詳細な取扱い規定についてです。

この点は、私どももさらに整備しなければならないと考えておりますので、くわしくはおって誌上でご報告いたします。

なお、ご送金は次のところにお願います。

郵便振替 東京〇一五八四三一

労金振込 東京労金本店 6329915

〈労金振込みのばあいには必ず副報告書をお送りください〉

▼私どもの未熟さからさまざまなお不便をおかけしている点もあろうかと思えます。本誌の向上のために全力をつくす所存ですので、こんごともご指導、ご鞭撻のほど、心からお願い申し上げます。